

2019/20 年度香港財政予算案及び今後の見通し

概況

2019年2月27日、香港特別行政区政府の立法議会にて、財務長官の陳茂波（ポール・チャン）にとって3度目となる2019/2020年度の香港財政予算案が発表された。

不安定な世界経済に直面し、香港経済のGDP成長率は第3四半期から減速している。しかし、香港経済は2018年全体でGDP実質成長率は3.2%と堅調に成長し、この10年の成長率である2.7%を依然として上回っている。輸出の持続的な成長と内需の回復による恩恵を受けて、労働市場は依然として完全雇用の状態である。雇用総数は前年比で大きな成長を記録し、季節調整値による失業率は2.8%にとどまった。世界的なインフレ率の上昇および新築住宅賃料の継続的上昇の波及を受け、インフレ率は2017年の1.7%から2018年は2.4%へ大幅に上昇した。

先進諸国、特に米国と欧州連合における財政状況の一層の厳格化と並び、保護主義政策の高まりは、世界の景況感に深刻な影響を及ぼしている。2018年7月上旬に始まった米中間の貿易対立も、世界経済、特にアジア太平洋地域の経済が不安定となるような多大な影響をもたらしている。米中双方の合意に達するために休戦や商談が行われているが、両国は相互の合意には達しておらず、依然として追加関税が課される可能性がある。この貿易戦争の進展は、不可避的に香港経済へ重大な影響を及ぼすため、持続または拡大するようなことになれば、香港経済への影響はより明白となる。

2018年の財政余剰は587億香港ドルに達し、当初の財政余剰見込みの466億香港ドルを121億ドル上回る結果となった。今回の予算案の中で述べられているように、「企業を支え、就業を維持し、経済を安定させ、生計を強化する」の目標を達成すべく、政府はその優位性を大いに活用し、多様化した経済を促進する機会をつかむべく行動を起こすであろう。それらを踏まえ、今回の予算案では主に以下の各案が提示された。

注目すべきポイント

財政・税務優遇政策案	
1	2018/2019年度の法人税から20,000香港ドルを上限として75%を減額
2	2018/2019年度の個人所得税及びパーソナルアセスメントに対する税金から20,000香港ドルを上限として75%を減額
3	2018/2019年度の各四半期の固定資産税（レート）を1,500香港ドルで上限設定
4	2019/2020年度の商業登記証費用を免除
5	海上保険業者及びその他の適格保険業者に対して50%の税金軽減

長期的発展のための政策	
1	ファイナンスリーダーシップの育成とクロスボーダーにおける応用研究の推進を見据え、2019年月中旬にファイナンス・アカデミーの設立
2	再工業化のための資金スキームを推進するために、イノベーション・アンド・テクノロジー基金に20億香港ドルを注入し、香港での実質的なハイ・エンド製品の開発のために、マッチングベースで製造業者に補助金を与え、香港でのスマート生産ラインの設立を支援
3	各業界により多くの資金構造の選択を与えるために、プライベート・エクイティ・ファンドのリミテッド・パートナーシップ体制の確立を検討。さらに、プライベートエクイティファンドの香港での設立と運営を促すため、より競争力のある税制導入を検討

個人所得税における収入に対する免除措置と税額控除

2018年7月13日に制定された2018年香港税務(修正)(第6号)条例(以下「修正条例」)により、個人所得税の二重課税防止に関連する変更が取り入れられた。この新しい取り扱いは、2018/19課税年度(2018年4月1日～2019年3月31日)より、香港で雇用の下、香港外で役務を提供し、且つ所得税を支払っている従業員に影響が与えられる。

収入に対する免除措置の変更

香港税務条例の第8条(1A)(c)項の下、香港外を源泉とする役務提供に対する収入であり、且つ、当収入が当該地域において香港の個人所得税と同じ性質の税金の対象となる場合、香港における個人所得税から免除されることが認められている。ただ、2018/19年度より、改正条例の下、香港が包括的二重課税防止条例(“DTA”)を締結している国・地域を源泉とする役務提供に対する収入においては、第8条(1A)(c)項の申請が禁止される。その場合、納税者は第50条の下、二重課税を防ぐために当該収入において外国税控除を申請する必要がある。

税額控除申請の変更

香港とDTAが結ばれている国・地域においては、香港税法第50条に沿って、それらの国・地域で支払われた所得税は、その同額に限り香港での納税支払額に対して税額控除として認められる。なお、税額控除額は香港で当収入に課せられる税額を以て上限とされる。この税額控除の申請資格を有するのは、香港税務居民である必要がある。香港税務居民として認められるためには、普段から香港に在住している、または当該課税年度において180日以上香港に滞在している、あるいは当該課税年度を含む連続2ヵ年の課税年度における滞在日数累計が300日以上であるという条件を満たす必要がある。

さらに改正条例では、香港外の国・地域で支払われる税額を最小限に抑えるために、例えば、軽減、控除、減額などの申請、選択するといったあらゆる合理的な措置を納税者が試みることの重要性が強調されている。二重課税によって付与される軽減額は、すべての外国税額控除の措置が試みられた場合に付与されるであろう軽減額を超えてはならない。さらに、税額控除の請求期間は過去2年間から6年間までに延長された。最後に、外国税として申告された香港外の管轄国・地域での法の下での税金額が香港での申告後に調整され、その調整によって納税額が過度に軽減された場合には、3ヵ月以内に香港税務局(「IRD」)に書面による通知を行う必要がある。このように、納税者は外国での個人所得税の申告を行う際に、より慎重に行う必要があり、いかなる状況の変化があった場合にもIRDに通知する必要がある。

二重課税協定域内から生じた収入免除のための第8条(1A)(c)項の申請の否認を除き、香港税務条例において、個人に対するその他の税控除において変更はない。雇用の源泉が香港域外の個人については、香港域内で役務提供されたものに関しては、時間配分によって算出された一部の収益のみ、香港での個人所得税の対象となる。課税年度内において香港滞在が60日未満の個人については、第8条(1B)項に基づき収益の免除申告が可能である。

非課税所得および税額控除の申請について

非課税所得および税額控除の申請を希望する場合は、必ず所定の申請書に補助資料を付して申請する必要がある。申請のためには、該当年度の個人所得税申告書の付録の第3部(包括的租税協定に基づく救済申請)または第4部(BIR60フォーム4.1に基づく全部または一部非課税所得の申請)を記入し、補足資料として海外での個人所得税申告書、納税申告書、救済申請の詳細な税金計算書及び納税者の渡航記録などを有効な証憑として提出する必要がある。

海外で役務を提供し、香港と海外の双方で納税を行っている方は、当該新規制に適用するか否か、税務専門家にご相談ください。

上記の内容に関し、何かご不明な点等ございました、青葉ビジネスコンサルティング(852) 2850-8990（各担当者宛）までお気軽にお問い合わせください。

ホームページ: www.aoba.com.hk

香港オフィス: Room 301, 3/F, Sun Hung Kai Centre, 30 Harbour Road, Wanchai, Hong Kong
Tel: (852) 2850 8990 Fax: (852) 2850 7151

広州オフィス: Unit B, 12/F, Goldsun Building, No.109 Tiyuxi Road, Tianhe District, Guangzhou, China
Tel: (86) 20-3878 5115 Fax: (86) 20-3878 5337

北京オフィス: Room 605, 6/F, East Ocean Centre, No. 24 Jian Guo Men Wai Street, Chao Yang District, Beijing, China
Tel: (86) 10-6522 8158 Fax: (86) 10-6512 7168

This article describes only our general observations of the laws and regulations recently issued. All information contained in this article is provided for reference only. The release of this article does not surmount to the provision of professional advice or services. We make no guarantee as to the accuracy or completeness of such information. Readers should consult with their professional advisors before making use of the content. We accept no liability for any loss arising from the use of, or reliance upon, the content of this article.

© 2019 Aoba Business Consulting Limited. All rights reserved.

【個人所得税および法人税予算案変更点概要】 (変更項目のみ赤字)

(付録)

種類	項目	2018/2019 年度 (HK\$)	2019/2020 年度 (HK\$) (予算案)
法人税			
税率	法人*	16.5%**	16.5%**
	非法人*	15%	15%
個人所得税			
税率	標準税率*	15%	15%
	累進税率*	0 – 50,000 @ 2% 50,001 – 100,000 @ 6% 100,001– 150,000 @ 10% 150,001– 200,000 @ 14% 200,001 以上 @ 17%	0 – 50,000 @ 2% 50,001 – 100,000 @ 6% 100,001– 150,000 @ 10% 150,001– 200,000 @ 14% 200,001 以上 @ 17%
控除	住宅ローン利息控除	上限 100,000/年まで 20 年間	上限 100,000/年まで 20 年間
	高齢者介護控除	100,000 まで	100,000 まで
	自主学習費用	100,000 まで	100,000 まで
	MPF 個人積立金	18,000 まで	18,000 まで
	MPF 個人による任意積立金	控除なし	60,000 まで
免税額	基礎控除		
	- 独身	132,000	132,000
	- 既婚者	264,000	264,000
	- 母子/父子家庭	132,000	132,000
	追加控除		
	- 子女扶養 (9 名まで)		
	年度中出生子女	240,000	240,000
	前年度まで出生子女	120,000	120,000
	-父母、祖父母扶養		
	60 歳以上: 基礎	50,000	50,000
	60 歳以上: 追加 (同居の場合)	50,000	50,000
	55 歳から 59 歳まで: 基礎	25,000	25,000
	55 歳から 59 歳まで: 追加 (同居の場合)	25,000	25,000
-兄弟姉妹扶養	37,500	37,500	
-障がい者扶養	75,000	75,000	

* 2019/2020 年度は、法人税、個人所得税、パーソナルアセスメントに対する税金を、上限 HK\$20,000 とし、75%減額される。これは最終納税額から差し引かれる。

** 2018/2019 年度以降、課税対象利益の内最初の HK\$200 万までは適用税率が 8.25%となる。ただし、香港にグループ会社が存在する場合、グループにつき 1 社のみが適用可能となる。